

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

令和 8 年 10 月 28 日
内閣府政策統括官
(経済安全保障担当)

内閣府では「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、令和 8 年 9 月 10 日から令和 8 年 10 月 9 日までの間、広く国民の皆様に御意見を募集いたしましたところ、3 件の御意見を頂きました。

提出された御意見について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

記

1. 意見募集期間

令和 8 年 9 月 10 日（木）から令和 8 年 10 月 9 日（金）まで

2. 意見提出方法

インターネット上の意見募集フォーム、郵送又は電子メール

3. 寄せられた御意見数

3 件

4. 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

No.	案に対する御意見	御意見に対する考え方
1	<p>体外式膜型人工肺（ECMO）の特定重要物資への追加に賛成いたします。</p> <p>あわせて、平時における過度な海外依存の是正と、国内の製造・供給基盤の強化に向けたより踏み込んだ支援策の実施を求めます。</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。今後の施策実施に当たっての参考とさせていただきます。</p>
2	<p>本政令案に賛成します。体外式膜型人工肺（ECMO）は、重篤な呼吸不全又は循環不全に際し、肺又は心肺機能を代替して生命を維持する医療機器であり、感染症有事、大規模災害その他の緊急時に供給が途絶すれば、国民の生命に直接かつ重大な影響が生じます。主要な構成機器及び原材料を他国に100%依存し、特定少数国への集中もある以上、経済安全保障推進法第7条に基づく特定重要物資に追加することは適切です。</p> <p>ただし、指定後の取組方針では、完成品の台数確保だけでなく、人工肺、遠心ポンプ、カニューレ、チューブ、センサー、駆動装置、制御基板及び原材料まで供給網を分解し、国・地域・事業者別の依存度、代替調達に要する期間及び単一障害点を把握してください。国内生産設備の整備、調達先の複線化、平時に在庫を循環させる備蓄、緊急増産契約並びに災害時の優先輸送を一体的に進める必要があります。</p> <p>また、ECMOは装置だけでは使用できず、保守部品、消耗品、点検・修理技術及び操作に習熟した医療従事者が不可欠です。異なるメーカー間で部品を安易に互換利用できないことも踏まえ、保守終了及び事業撤退時の技術資料・保守権の承継、代替品の</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。今後の施策実施に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>迅速な評価、地域間での機器・消耗品・人材の融通訓練を求めます。</p> <p>さらに、制御ソフトウェア及びファームウェアも重要な供給基盤として評価し、SBOM、電子署名付き更新、脆弱性対応、長期保守及びオフライン環境での安全な更新手段を確保してください。医療機器へのセキュリティ対策は、更新による停止や制御遅延が患者の生命を危険にさらさないよう、安全性影響評価を経て実施すべきです。</p> <p>指定を名目的なものにせず、国内代替能力、備蓄日数、緊急増産時間、保守可能期間及び訓練済み人材数を指標として毎年度検証し、生命維持に必要な ECMO を有事にも確実に提供できる体制を構築してください。</p>	
3	<p>体外式膜型人工肺（ECMO）を特定重要物資に追加する改正の方向性に賛成します。ECMO は人の臓器機能を代替する生命維持に不可欠な医療機器であり、今回の概要でも、主要な構成機器及び原材料を他国に100%依存しているものがあり、感染症有事等では供給途絶の蓋然性が高いとされています。そのため、国内での代替生産・代替調達を支援することは重要と考えます。</p> <p>その上で、安定供給の評価は、国内の完成品台数や生産量だけでなく、人工肺、回路、カニューレ、ポンプ、膜材料、半導体、バッテリー等の重要部材まで遡り、供給元の集中度、代替調達先、在庫量、緊急増産能力を把握する仕組みとしていただきたいと思います。</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。今後の施策実施に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>また、供給途絶時に「何日間医療を継続できるか」、代替調達や増産によって「何日で通常の供給能力に戻せるか」という継続可能日数及び復旧時間も評価指標とすることを要望します。</p> <p>さらに、全国合計の在庫量だけでなく、地域ごとの実効供給能力も重要です。国内に物資が存在していても、必要な地域の医療機関や患者まで適時に届かなければ、国民にとって実効的な安定供給とは言えません。地域別在庫、輸送経路、代替医療機関への搬送等も含め、「必要な時に必要な地域の患者まで届くこと」を評価に取り入れていただきたいです。</p> <p>使用期限のある消耗品については、単純な備蓄量の積み増しだけでなく、平時の医療で循環利用しながら一定量を確保する仕組みも検討し、関係省庁・事業者・医療機関の役割を明確にした上で、供給網全体の実効性を継続的に検証することを要望します。</p>	
--	---	--

※上記のほか、今回の意見募集を行った政令案以外について2件の御意見を頂きました。